

## 奈良県訓令第四号

各部 課室

各出先機関

奈良県職員服務規程（昭和三十六年三月奈良県訓令甲第二号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

第二条第八号中「同項第四号に規定する」の下に「医療・介護保険局長、医療政策局長及び」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同条第二十三号イ中「観光局次長」の下に「、医療・介護保険局次長、医療政策局次長」を加え、「コ」を「シ」に改め、「課の室長」の下に「（オからクまで及びサに掲げる課の室長を除く。）」を加え、「エ及びカからケ」を「ウ、エ、カ及びクからサ」に改め、同号カ中「並びにならの観光力向上課」を「、ならの観光力向上課の課長、インバウンド・宿泊戦略室の課の室長」に改め、「課長」の下に「並びに当該課が所管する出先機関の所長」を加え、同号スを同号ソとし、同号コから同号シまでを同号シから同号セまでとし、同号ケ中「、都市計画室、」を「の課長並びに都市計画室及び」に、「公園緑地課、奈良公園室、平城宮跡事業推進室、」を「の課の室長並びに公園緑地課の課長並びに奈良公園室及び平城宮跡事業推進室の課の室長並びに」に、「建築課、営繕課及び営繕プロジェクト推進室の課長」を「建築安全推進課及び県有施設営繕課の課長並びに営繕プロジェクト推進室の課の室長」に、「課が」を「課及び室が」に改め、同号ケを同号サとし、同号クを同号コとし、同号キを同号ケとし、同号カの次に次のように加える。

キ 医療・介護保険局次長、医療保険課及び介護保険課の課長並びに地域包括ケア推進室の課の室長 医療・介護保険局長

ク 医療政策局次長並びに地域医療連携課の課長並びに医師・看護師確保対策室の課の室長並びに病院マネジメント課、健康推進課、疾病対策課及び薬務課の課長並びに当該課が所管する出先機関の所長 医療政策局長